

専門委員会・特別部会との覚書

小糸南自治会の専門委員会 および 特別部会に対する活動報告・活動計画と会計処理に関して、下記の要領とすることを双方（平成 24 年度の各代表者）の話し合いで取決めた。

1. 活動報告・活動計画について

- (1). 年間の活動報告・活動計画については、自治会定期総会議案書に記載し定期総会開催時（原則として 3 月末の日曜日）に各会代表者から当年度の活動報告 および 来年度の活動計画を報告する。
議案書記載内容は、総会において報告者が報告したい内容とする。
- (2). 活動報告・活動計画書の提出時期は、定期総会議案書原稿を作成開始する 2 月 10 日までに自治会長へ提出する。
(参考、議案書を自治会会員へ配布する時期は最短で総会の 2 週間前としたい。そのため、2 月末～3 月初に印刷の必要がある)

2. 会計について

- (1). 決算処理
 - ア. 会計年度は、2 月 1 日 ～ 翌年 1 月 31 日とする。
 - イ. 決算報告は、2 月 15 日までに自治会会計担当に報告する。
決算報告は書面で行い、支出明細書とその内容を照合できる領収書（レシートで可）を添付する。
 - ウ. 会計年度末において過不足金が有る場合は、決算報告時に精算する。
決算時の赤字許容上限は予算の 10%以内とするが常態化しないこと。
- (2). 予算申請
来年度の活動計画を提出時に活動計画に見合う金額を申請する。
但し、自治会会長がそれを受理するかは活動計画との整合性
および 自治会全体の予算を加味して判断する。但し、最終承認は総会による。 予算枠は消費税を含めた金額とする。

(3). 予算の使用

- ア. 定期総会で承認された予算は予算内においてその裁量は代表者の責任で使用する。
- イ. 定期総会で承認を得た後に予算枠全額を代表者に預ける。
その際、代表者は預かり書を発行する。
- ウ. 2.3月の会計は翌年度会計となるため、その間に必要とする支出は各会において立替を原則とするが、申請により自治会会長の裁量で翌年度予算を前渡しすることが出来る。

3. 当覚書を取決めした団体

(1). 専門委員会

- ・ 建築協定運営委員会
- ・ 防災部

(2). 特別部会

- ・ ひばり子供会
- ・ 南糸会
- ・ ライフタウンを美しくする会
- ・ 小糸南倶楽部

4. 取決め年月日

平成 24 年 4 月 1 日

小糸南自治会
会長 岡田 敦